

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－」
の改訂について
【主な改訂点の概要】

1. 特定技能外国人が従事する業務

- 建設分野において特定技能外国人が従事できる、主な関連業務の例示（除草・除雪など）を追記
- 特定技能外国人を建設工事に該当しない除染等の業務に付随的に従事させる場合の取扱いについて追記
- 特定技能外国人に対し安全衛生教育を実施する際、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いるなど、その内容を確実に理解できる方法ことを追記。

2. 特定技能所属機関に係る上乗せ告示基準に関するもの

- 建設特定技能受入計画の認定前に「特定技能」に係る在留諸申請を行うことは可能であるが、当該許可・交付を受けるためには当該計画の認定証の写しが必要であることを明記。

3. 建設特定技能受入計画の認定

- 国土交通省の計画の認定審査において、同等の技能を有する日本人と同等額以上の原則の徹底、賃金が高い地域への特定技能外国人の偏在、集中の緩和の観点から、報酬額が低いと判断される場合には引き上げるよう指導することを追記。
- 天候によるものも含め、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、平均賃金の60%以上を支払う必要がある旨明記。
- 特定の危険又は有害な業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、告示様式第2の「6. 業務内容」欄に明記のうえ、当該特定技能外国人に健康上のリスクとその予防方を説明し、理解・納得を得なければならないことを追記。
- 送出し国の国内法制や我が国との間の協力覚書等によっては、従事させることができない業務があることを追記。
- 国土交通大臣が指定する1号特定技能外国人の受入れ後に受講すべき講習又は研修に関し、適正就労監視機関が実施する講習について追記。また、特定技能所属機関は受入れ後概ね3カ月以内に当該講習を受講させることが必要であることを追記。